

## 特定保健指導について

### 「看護師が保健指導を行える暫定期間の延長」に関する意見

日本看護協会  
副会長 草間朋子

「平成24年度末までの経過措置として、上記の3職種（医師・保健師・管理栄養士）に加えて、「保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師」も行うことができる」とされている〈現行の仕組み〉に対して、

今回の資料の〈論点〉において、「現在の実施状況からすると、平成24年度末で一定の要件を満たす看護師が保健指導を行える経過措置を廃止すると、特に事業所において、特定保健指導の実施者が確保できない恐れが生じる」という理由で、経過措置の延長を行う必要があることが提案されている。

その理由説明の一つとして、「現行の実施状況を見ると、特定保健指導の実施者の一定の割合を看護師が担っている状況。また、従来から事業所に勤務する看護師数は保健師数を上回っていること」が挙げられている。

標記の「看護師が保健指導を行える暫定期間の延長」の件につきましては、以下の点を考慮して、慎重に検討していただきたいと思います。

1. 今回の暫定期間の延長の理由として挙げられている点は、平成20年のスタートの段階で〈現行の仕組み〉（経過措置）をつくった際に、挙げられた理由と全く同じであり、経過措置中に医療保険者等が、保健師確保に向けてどのような努力を行ってきたかが見えない。今回、提示されている実施状況及び健保組合等の実施体制は、いずれも、平成20年度、19年度時点のものであり、特定保健指導開始当初のものである。

医療保険者等の実施体制について、直近の現状と24年度末までの見通しを具体的に示していただきたい。

2. 単に、確保できる人数の問題としてではなく、「保健師の専門性を活用することにより、効果的な保健指導を進めることができる」という保健指導の本来のあり方とその成果に立ち返った議論を進めていただきたい。
3. 現実的な問題として、暫定期間の延長が止むを得ない場合には、

- 1) 延長期間の見直し（平成 29 年度末が合理的かどうか）
- 2) 特定保健指導を実施できる看護師の一定の要件の見直し
- 3) 看護師を特定保健指導の実施者としている医療保険者の人員確保の  
ための取組計画の提出

の検討をお願いしたい。